

令和元年度原子力規制委員会臨時会議

第 66 回会議議事要旨

令和 2 年 2 月 2 5 日 (火)

原子力規制委員会

令和元年度 原子力規制委員会臨時会議 第 66 回会議

令和 2 年 2 月 25 日

10:00～11:25

原子力規制委員会庁舎内

議事次第

議題 1 : BWR プラントにおける原子炉格納容器の過圧破損防止対策に係る審査の進め方について

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

原子力規制庁

荻野長官、櫻田原子力規制技監、市村原子力規制部長、
山形緊急事態対策監、児嶋総務課長、森下規制企画課長、
田口安全規制管理官（実用炉審査担当）、渡邊安全規制調整官
他

議題 2 : 放射線審議会委員の選考について

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

原子力規制庁

荻野長官、櫻田原子力規制技監、
山田核物質・放射線総括審議官、
児嶋総務課長、大熊放射線防護グループ放射線防護企画課長、
田中放射線防護グループ放射線防護企画課企画官、他

議題 3 : 原子炉安全専門審査会委員の選考について

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

原子力規制庁

荻野長官、櫻田原子力規制技監、

児嶋総務課長、大浅田安全規制管理官（地震・津波審査担当）、

内藤安全規制調整官、他

○冒頭、更田委員長から、本日の議題1に関し、審議及び資料の一部は、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うため、セキュリティの観点に配慮し、原子力規制委員会議事運営要領第7条及び第8条の規定に基づき、非公開で開催することを確認し、出席した全委員が了解した。また、議題2及び議題3に関し、個人に関する情報及び人事管理に係る情報であり、審議内容、資料に不開示情報が含まれるため非公開で開催することを確認し、出席した全委員が了解した。さらに、本日の資料のうち公開可能なものは、原子力規制委員会ホームページで公開することとした。

(議題1：BWRプラントにおける原子炉格納容器の過圧破損防止対策に係る審査の進め方について)

○事務局より、資料1に基づき、BWRプラントにおける原子炉格納容器の過圧破損防止対策に係る審査の進め方について、説明を行った。

○審議の結果、本件は資料の内容全体について継続審議とし、後日再度臨時会議に諮ることとなった。

(議題2：放射線審議会委員の選考について)

○事務局より、資料2に基づき、放射線審議会委員の選考について説明した。

○原子力規制委員会は、事務局からの説明を踏まえ議論を行い、放射線審議会の委員の候補者を選定した。事務局は、これら候補者に対し打診を行い、必要な手続きの準備を進めることの指示を受けた。

○また、同意いただけた候補者については、今後の原子力規制委員会において、放射線審議会の委員としての正式な任命について審議することとした。

(議題3：原子炉安全専門審査会委員の選考について)

○原子力規制委員会は、原子炉安全専門審査会委員の選考について、資料3に基づき議論を行い、原子炉安全専門審査会委員の候補者について了承した。また、事務局に対し、これら候補者へ打診を行い、必要な手続きの準備を進めることとの指示をした。

○また、同意いただけた候補者については、今後の原子力規制委員会において、原子炉安全専門審査会委員としての正式な任命について審議等することとした。

文責： 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門（議題 1）
放射線防護グループ 放射線防護企画課（議題 2）
原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門（議題 3）

令和元年度原子力規制委員会臨時会議

第 70 回会議議事要旨

令和 2 年 3 月 1 2 日（木）

原子力規制委員会

令和元年度 原子力規制委員会臨時会議 第70回会議

令和2年3月12日
11:00～12:05
原子力規制委員会庁舎内

議事次第

議題1：BWRプラントにおける原子炉格納容器の過圧破損防止対策に係る審査の進め方について（案）（2回目）

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

原子力規制庁

荻野長官、片山次長、櫻田原子力規制技監、市村原子力規制部長、山形緊急事態対策監、児嶋総務課長、森下原子力規制企画課長、田口安全規制管理官（実用炉審査担当）、渡邊安全規制調整官 他

○冒頭、更田委員長から、本日の審議及び資料は、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うため、セキュリティの観点に配慮し、原子力規制委員会議事運営要領第7条及び第8条の規定に基づき非公開で開催することを確認し、出席した全委員が了解した。また、本日の資料のうち公開可能なものは、原子力規制委員会ホームページで公開することとした。

(議題1：BWRプラントにおける原子炉格納容器の過圧破損防止対策に係る審査の進め方について(案)(2回目))

○事務局から、資料1に基づき、BWRプラントにおける原子炉格納容器の過圧破損防止対策に係る審査の進め方について、説明を行った。

○審議の結果、原子力規制委員会は、資料1の2(1)③のうち、故意による大型航空機の衝突(APC)に対する耐性の確保において、単体ではAPC耐性を有さないフィルタベントを複数、位置的分散を考慮して配置することにより、APC時にもいずれか1系統が機能を維持するとの方法については、(案の1)のとおり認められるとした。なお、本方法を採用する場合には、APC時にフィルタベントが同時に機能喪失しないよう互いに独立性を有する設計とすることを審査で確認することとした。

○また、資料1の2(2)のうち、ケースBの設備構成は、重大事故等対処施設と特定重大事故等対処施設を兼ねるフィルタベントが1基であることから、一部の委員からはベントの確実性を懸念する意見が出されたが、新規制基準に基づき設置されるフィルタベントの信頼性は高いこと等により、原子力規制委員会として、次の条件を満足することを前提に、同設備構成は許容し得るとの結論に達した。

- ・ 水素爆発による格納容器破損防止機能についての独立性等の要求を踏まえ、循環冷却設備(空気冷却)による対策を行う際、フィルタベントによらず水素対策が実施できることを、審査で確認すること

○その上で、原子力規制委員会は、その他の部分も含めて資料1にあるとおり、BWRプラントにおける格納容器過圧破損防止対策の審査の今後の進め方を了承した。

文責：原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門